（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第二条　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年十二月二十八日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に内閣総理大臣若しくは金融庁長官（その権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下この条において同じ。）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により内閣総理大臣若しくは金融庁長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長に対してされた申請その他の行為（この政令による改正後のこれらの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

2　この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により内閣総理大臣若しくは金融庁長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長に対して届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年十月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　石破　茂

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百一号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十八条第一項及び第三十三条第二項、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五条第二号（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業法施行令の一部改正）

第一条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第百八十三条第一項」を「第百八十四条第一項」に改める。

第二十一条中「第百八十三条第二項」を「第百八十四条第二項」に改める。

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正）

第二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令

本則第一項中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項ただし書中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、「特定第一種水産動植物等取扱事業者」の下に「（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（法第七条第一項に